

諮問庁：内閣法制局長官

諮問日：令和 8 年 1 月 22 日（令和 8 年（行情）諮問第 79 号）及び同年 2 月 5 日（同第 146 号）

答申日：令和 8 年 10 月 23 日（令和 8 年度（行情）答申第 710 号及び同第 711 号）

事件名：防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査に関する応接録等の不開示決定（不存在）に関する件
防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査に関する応接録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書 1」及び「本件対象文書 2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく各開示請求に対し、令和 7 年 12 月 15 日付け内閣法制局二第 63 号及び令和 8 年 1 月 14 日付け同第 2 号より内閣法制局長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分 1 の関係（諮問第 79 号）

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

（2）原処分 2 の関係（諮問第 146 号）

今一度関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 の関係（諮問第 79 号）

審査請求人は、令和 7 年 12 月 11 日付け開示請求（以下「本件開示請求 1」という。）に関して処分庁が行った原処分 1 について、同月 18 日付け（同月 22 日内閣法制局受付）で審査請求（以下「本件審査請求 1」という。）を行い、「改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきであ

る」として原処分１の取消しを求めている。

当局は、内閣法制局設置法（昭和２７年法律第２５２号）３条の規定に基づく事務を行い、内閣法制局行政文書管理規則（平成２３年４月１日内閣法制局訓令第１号）、内閣法制局行政文書ファイル保存要領（平成２３年４月１日内閣法制局総括文書管理者決定）及び法令案審議録等整理編集要領（平成１３年３月２８日内閣法制局長官総務室。以下「編集要領」という。）に基づき行政文書を作成・保存することとしている。

本件開示請求１の日（令和７年１２月１１日）から原処分１の日（同月１５日）までの期間において、本件開示請求１にある「防衛省の令和８年度予算関連法案の法案審査」に関し、法律案審議録に編てつしななければならない行政文書に該当するものはなく、加えて、法律案審議録に編てつしななければならないもの以外で、法律案の審査における意思決定に至る過程及び事務の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となる行政文書もなかったことから、原処分を行ったものであり、本件審査請求１には理由がない。

なお、本件開示請求１にある「防衛省の令和８年度予算関連法案の法案審査」については、先述のとおり、原処分１の日（令和７年１２月１５日）においては行政文書を保有していなかったが、同月１７日、防衛省から当局に対し、法律案（案文、新旧対照表等の資料）が提出され、その後、当局の予備審査の過程において、防衛省から順次その修正案が提出されているところであり、これら法律案及びその修正案は、編集要領第１の１の（６）「審査法令案」として法律案審議録に編てつすべき行政文書に該当するものであると考えられることから、同日以後においては、当局は、法律案審議録に編てつすべき行政文書を保有するに至っている（応接録は保有していない。）。もっとも、法律案審議録は、各法令案等の閣議決定後速やかに作成するものとされている（編集要領第２の２）ところ、当該法律案はいまだ閣議決定されていないことから、審議録を作成するには至っていない。

このような事情を踏まえ、当局は、令和８年１月７日、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）８４条の規定による情報の提供として、上記のとおり保有状況が変化している旨を伝えたものの、審査請求人からは、本件審査請求１については、このまま手続を進めてもらいたい旨の回答があったところである。

２ 原処分２の関係（諮問第１４６号）

審査請求人は、令和８年１月９日付け開示請求（以下「本件開示請求２」という。）に関して処分庁が行った原処分２について、同月２０日付け（同月２２日内閣法制局受付）で審査請求（以下「本件審査請求２」という。）を行い、「今一度関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として原処分２の取消しを求めている。

当局は、内閣法制局設置法３条の規定に基づく事務を行い、内閣法制局行政文書管理規則、内閣法制局行政文書ファイル保存要領及び編集要領に基づき行政文書を作成・保存することとしている。

本件開示請求２にある「防衛省の令和８年度予算関連法案の法案審査」に関して、「法律案審議録」については、これとして編てつすべき行政文書として、防衛省から当局に提出されたものは令和８年１月９日時点で存在し、これは防衛省において作成されたものであるため、開示請求に係る事案の移送を行った。

一方で、本件開示請求２にある「内閣法制局の応接録」については、これを保有していないため不開示とした。応接録については、法令の解釈に関して、各省庁において疑義がある場合や関係省庁間において争いがある場合に、各省庁からの求めに応じてその法律問題に対する意見を述べる事務（意見事務）を行った場合に作成するものであるが、本件開示請求２にある「防衛省の令和８年度予算関連法案の法案審査」に関して、当該意見事務を行っていないため応接録は作成していないことから、原処分２を行ったものである。

さらに、これら以外に本件開示請求２に係る行政文書は保有していない。

以上のとおり、本件開示請求２に係る行政文書は、防衛省から当局に提出されたもの以外に保有していないことから、本件審査請求２には理由がない。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和８年１月２２日 | 諮問の受理（令和８年（行情）諮問第７９号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年２月５日 | 諮問の受理（令和８年（行情）諮問第１４６号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 同年１０月１６日 | 令和８年（行情）諮問第７９号及び同第１４６号の併合並びに審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件開示請求１は、本件対象文書１の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書１につき、請求に係る文書を保有していないとして不開示とする原処分１を行った。

本件開示請求２は、本件対象文書２を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、防衛省から内閣法制局に提出された文書につ

いて、法 12 条 1 項に基づき事案の移送を行った上で、本件開示請求 2 に係る文書のうち、本件対象文書 2 について、これを保有していないとして、不開示とする原処分 2 を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当である旨説明していることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書 1（下記（2）で検討する防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査に関する応接録を除く。以下（1）において同じ。）の保有の有無について

諮問庁は、上記第 3 の 1 において、防衛省から内閣法制局に対し、法律案（案文、新旧対照表等の資料）が提出されたのは、令和 7 年 12 月 17 日であったことなどから、それまでは本件対象文書 1 は保有していなかった旨説明するところ、この諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他に本件対象文書 1 の開示請求時点（令和 7 年 12 月 11 日）において、本件対象文書 1 の存在をうかがわせる事情も認められない。

- (2) 本件対象文書 1（防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査に関する応接録に限る。）及び本件対象文書 2 の保有の有無について

諮問庁は、上記第 3 の 2 において、応接録については、法令の解釈に関して、各省庁において疑義がある場合や関係省庁間において争いがある場合に、各省庁からの求めに応じてその法律問題に対する意見を述べる事務（意見事務）を行った場合に作成するものであるが、「防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査」に関して、当該意見事務を行っていないため、防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査に関する応接録は作成していない旨説明するところ、この諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

- (3) 本件対象文書の探索の範囲等について

当審査会事務局職員をして、本件対象文書の探索の範囲等について諮問庁に確認させたところ、別紙に記載する法律案の審査事務を所掌する内閣法制局第二部の執務室のキャビネット内及び共有フォルダー内を探索したが、開示請求の対象として特定すべき文書はなかったとのことであり、この探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

- (4) 以上によれば、内閣法制局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件各不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「請求に係る行政文書を保有していないため。」（原処分 1）及び「応接録は、保有

していないため不開示とした。」（原処分２）とそれぞれ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても、理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法８条１項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

４ 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、内閣法制局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

1 本件対象文書 1（令和 8 年（行情）諮問第 7 9 号）

防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査に関する内閣法制局の応接録及び法律案審議録、並びに両文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の全て。

2 本件対象文書 2（令和 8 年（行情）諮問第 1 4 6 号）

「防衛省の令和 8 年度予算関連法案の法案審査に関する内閣法制局の応接録及び法律案審議録、並びに両文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の全て。（防衛省から内閣法制局に提出されたものを除く。）」のうち「応接録」に係る行政文書